

○久世ふれあいセンター施設使用料（令和4年6月1日～）

区分		使用料		
		午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～21:00)
ホール	日曜日、土曜日 及び休日	16,190円	20,730円	24,030円
	その他の日	12,410円	16,190円	18,380円
第1会議室及び第2会議室		1,250円	1,560円	1,730円
和室A		1,410円	2,040円	2,190円
和室B		1,250円	1,560円	1,730円
トレーニングルーム(1人1回につき)		300円		

<備考：施設使用料について>

ホール使用料について、入場料等を徴収しない催物で、かつ、営業の宣伝等のために使用するものでない場合は、表中の使用料の10分の6(10円未満の端数切上げ)の額とします。

ホール使用料について、センターで行う催物の準備、練習等のために使用する場合は、表中の使用料の10分の5(10円の未満の端数切上げ)の額とします。

表中に記載する使用時間の区分を超えて施設を使用する場合は、30分までごとに、その直前の使用時間の区分に係る使用料の30分当たりの額の1.5倍(10円未満の端数切上げ)の使用料が必要となります。

※トレーニングルーム及び付属設備の使用料を除きます。

(例)日曜日に、ホールを12時から12時30分まで使用する場合、その30分の使用料は、午前の使用料16,190円÷6×1.5倍=4047.4999円 → 4,050円

次のいずれかに該当する者については、トレーニングルームの使用料を徴収しないこととします。

- ・身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ・厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- ・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者
- ・戦傷病者特別援護法第4条第1項又は第2項の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者
- ・上記5項目に掲げる者(以下「身体障害者等」という。)の介護者(市長が身体障害者等の障害又は傷病の程度に照らして必要があると認める場合を除き、身体障害者等1人につき1人に限ります。)

○久世ふれあいセンター附属設備使用料（令和4年6月1日～）

区分		単位	使用料
舞台設備	演壇		1,140円
	司会者台	1台	570円
	譜面台		200円
	指揮台		1,140円
	仮設舞台		950円
	長机		1脚
	毛せん	1枚	770円
音響設備	マイクロフォン	1本	2,510円
	舞台音響セット	一式	5,810円
	音響セット		3,920円
映写設備	スクリーン	1張り	3,920円
	スライドプロジェクター	1台	2,040円
	オーバーヘッドプロジェクター		2,040円
	ビデオプロジェクター		2,040円
照明設備	スポットライト	1台	570円
	臨時照明設備	1キロワット	390円
ピアノ	1台	8,640円	
展示パネル	1枚	200円	
茶道具	一式	4,080円	
有料ロッカー	1個1回につき1日	100円	
温水シャワー設備	1個につき1回	100円	

<備考:附属設備使用料について>

この表に記載している附属設備使用料は、上記の施設使用料の表に記載している区分（午前、午後、夜間）の1区分当たりの額です。

センターで行う催物の準備、練習等のために使用する場合は、表中の使用料の10分の7の額とします。10分の7の額に10円未満の端数があるときは端数を切上げます。

※茶道具、有料ロッカー及び温水シャワー設備の使用を除きます。

詳細については京都市久世ふれあいセンター(075-921-0010)にお問合せください。